

住宅・建築物アスベスト改修事業補助金

事業の目的

魚沼市では、住宅・建築物のアスベスト対策を促進するため、アスベスト含有調査及びアスベスト除去等に対して補助します。

◇補助制度の概要◇

1. 補助を受けられる人（申請できる人）

- ① 補助対象建築物において当該事業を施行する者
- ② 当該事業に関し、他の補助金を受けていない者

2. 対象となる建物

【アスベスト含有調査】

- ① 魚沼市内の建築物（住宅、倉庫等）
- ② 延べ床面積がおおむね 300 m²以上であるもの
- ③ 吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある建築物

【アスベスト除去等】

- ① 魚沼市内の建築物（住宅、倉庫等）
- ② 延べ床面積がおおむね 300 m²以上であるもの
- ③ 吹付けアスベスト等が施工されていると調査されたもの

3. 対象経費

【アスベスト含有調査】

分析による調査を実施する機関に対して支払う費用

【アスベスト除去等】

アスベスト除去等を行う施工業者に対して支払う費用

【共通】令和9年2月末までに完了する工事

※必ず申請書を提出してから工事を行ってください。

4. 補助率・補助限度額

【アスベスト含有調査】 補助対象経費の 10/10、上限 25 万円（千円未満は切捨て）

【アスベスト除去等】 補助対象経費の 1/3、上限 150 万円（千円未満は切捨て）

5. 募集期間・補助枠（予定件数）

令和8年10月末日まで

※予算額に達し次第締め切ります。

【アスベスト含有調査】 1 件

【アスベスト除去等】 1 件

6. 申請方法

- ① 申請用紙は、都市整備課、北部事務所及び市のホームページで入手できます。
- ② 申請書に必要な書類を添付し、施工業者とご相談のうえ申請してください。（施工業者による代理申請も可能です。）

7. 申請窓口

市役所 産業経済部 都市整備課

※ くわしくは、産業経済部都市整備課建築住宅係（Tel 793-7991）にお問い合わせください。